

## 石岡市官製談合再発防止対策本部要綱

### (設置)

第1条 市職員が官製談合防止法違反等不正事件（令和2年に石岡市職員が入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号。以下「官製談合防止法」という。）違反の罪等で起訴された一連の事件をいう。）に関し、原因の究明及び現行制度の検証並びに再発防止策の検討を行うため、石岡市官製談合再発防止対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 対策本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 官製談合防止法違反等不正事件の原因の究明に関すること。
- (2) 官製談合防止法違反等不正事件に係る再発防止取組方針の策定に関すること。
- (3) その他対策本部が必要と認める事項に関すること。

### (組織)

第3条 対策本部は、本部長、副本部長及び委員をもって組織する。

- 2 本部長には、市長をもって充て、副本部長には、副市長及び教育長をもって充てる。
- 3 委員は、市長公室長、総務部長、財務部長、生活環境部長、保健福祉部長、経済部長、都市建設部長、都市建設部理事、会計管理者、農業委員会事務局長、監査委員事務局長、議会事務局長、教育部長、八郷総合支所長、消防長をもって充てる。
- 4 前項に定める者のほか、本部長が必要により指名した職にある者を委員に充てることができる。

### (本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、対策本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、本部長があらかじめ指名した順位により、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 対策本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

- 2 本部長は、必要に応じて対策本部に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。
- 3 対策本部の会議は、非公開とする。

### (調査部会)

第6条 対策本部に石岡市官製談合再発防止対策本部調査部会（以下「調査部会」という

。)を置く。

- 2 調査部会は、対策本部が取りまとめる官製談合再発防止取組方針に必要な企画及び調査を行い、対策本部に報告する。
- 3 調査部会は、部会長、副部会長及び会員をもって組織し、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 部会長には、総務課長をもって充て、副部会長には、契約検査課長及び教育総務課長をもって充てる。
  - (2) 会員は、行革推進課長、管財課長、コミュニティ推進課長、こども福祉課長、農政課長、参事兼都市計画課長、会計課長、農業委員会事務局課長、監査委員事務局課長補佐、庶務議事課長、八郷総合支所総務課長、消防本部総務課長をもって充てる。
  - (3) 前号に定める者のほか、部会長が必要により指名した職にある者を会員に充てることができる。
- 4 部会長は、調査部会を代表し、会務を総括する。
- 5 部会長は、必要に応じて調査部会を招集し、その議長となる。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名した順位により、その職務を代理する。
- 7 部会長は、必要に応じて調査部会に会員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。
- 8 調査部会は、非公開とする。

(庶務)

第7条 対策本部及び調査部会の庶務は、総務課、契約検査課及び教育総務課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、対策本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月28日から施行する。